

紅梅会会則

令和3年8月28日 改正

第1条 名称

本会は福中・福高同窓会女子部会「紅梅会」と称する。

第2条 目的

本会は会員相互の交流と親睦を図り、女子同窓生及び在校生の活躍を支援し、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 事業

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 同窓会との連絡を密にし、これに協力するための事業
- 2 会員の交流及び親睦を図り、その活躍を支援する事業
- 3 その他、本会の目的達成に必要な事業

第4条 会員

本会会員は福岡高等学校の卒業生および本校に在籍した女性とする。

第5条 役員

- 1 本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長2名、幹事長1名、副幹事長1名、会計1名、
監査2名以内、幹事若干名、顧問若干名、相談役若干名、学年代表（各回1名）
- 2 会長、副会長及び監査は、役員会において本会会員の中から選出し、
学年代表は各回から1名選出する。
- 3 顧問、相談役、幹事長、副幹事長、会計、幹事は、本会会員から会長が
委嘱する。
- 4 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条 総会

- 1 総会は原則として毎年11月に会長がこれを招集し、役員会で議決された
内容を報告する。
- 2 卒業後17年目の回をその年の当番幹事とする。

第7条 役員会

- 1 役員会は、第5条に規定する役員により構成し、役員を選出、予算、決算、
規約改正その他必要な事項を審議決定し、総会において報告する。
- 2 役員会は、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 役員会は、役員過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した
役員は、出席とみなす。
- 4 役員会の議決は、出席した役員過半数の賛成をもって行う。

第8条 執行部会

- 1 執行部会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計、幹事をもって構成し、会の運営、その他必要な事項を審議し、役員会に報告する。
- 2 執行部会は、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 顧問、相談役は執行部会の諮問に応じる。
- 4 監査は、必要があるときに執行部会に出席し、意見を述べることができる。

第9条 会計

本会の会計は、福中・福高同窓会からの補助金及び寄付金その他の収入をもって充てる。

第10条 会則の準用

その他詳細に関しては福中・福高同窓会会則に準ずるものとする。

第11条 規約の改正

本会の規約の改正は、役員会の議決を経て総会に報告するものとする。

第12条 実施時期

本会則は、令和3年8月28日から実施する。

昭和44年11月16日制定

以下、一部改正

平成30年8月25日

令和3年8月28日